



日本原子力学会における動画の公開にかかわるガイドライン

2025 年 4 月 17 日 広報情報委員会メール審議制定

(目的)

第 1 条 本ガイドラインは、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）の活動について、会員および非会員の関心を高め、本会活動の活性化と理解促進を目的に、動画をインターネット上に公開する際に考慮すべき事項を定めるものである。なお、上位規程である「プライバシーポリシーに関する規程」、「個人情報取扱規程」および「著作権規程」の記載が優先する。

(適用範囲)

第 2 条 本会活動に関する動画を本会ウェブサイト（委員会、支部、部会等のウェブサイトを含む）に掲載する場合（一般公開および限定公開）ならびにソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という）により公開する場合に適用する。

(本会活動の活性化にかかわる注意)

第 3 条 動画を撮影し公開しようとする者は、第 1 条の目的であっても、動画の撮影および公開により、自由闊達な意見交換が妨げられないよう注意しなければならない。

(事前告知)

第 4 条 動画を撮影し公開しようとする者は、その目的および公開の範囲について、事前に被撮影者に告知するものとする。

(プライバシーの保護)

第 5 条 動画を撮影し公開しようとする者は、動画のインターネット上での拡散性に鑑み、プライバシーの保護には細心の注意を払わなければならない。個人が特定できる動画を公開する場合、原則として事前に、その被撮影者の了解（撮影許可および公開許可）を得るものとする。但し、社会通念上問題がないと判断される場合は除く。やむを得ず事後了解を得る場合、公開しようとする動画の内容を被撮影者が事前に確認できるように配慮する。

(著作権の保護)

第 6 条 年会・大会での発表、本会主催のシンポジウム等について動画を公開する場合、動画を撮影し公開しようとする者は、著作権上の問題がないことを発表者に確認する。

(会員価値および有料イベント価値の保護)

第 7 条 年会・大会を含む有料イベント、会員限定イベント等、参加者が対価を払って限定的な

権利を得て参加・視聴しているイベントについて、動画を撮影し公開しようとする者は、その動画を公開することによって対価支払いの動機が削がれないように配慮する。但し、年会・大会等の有料イベントであっても、一般公開を前提としたセッションや会員または非会員の啓蒙・教育等を目的としたセッション等、公開の意義が認められるものについては、この限りではない。

- 2 前項の配慮のため、当該イベントを構成する各発表および講演等の内容に対して、当該動画が主要な結論を含まないものであることを確認するものとする。
- 3 前項にかかわらず、各発表および講演等の内容の主要な結論を含む動画を公開する場合、当該イベント開催後6か月以上経過していることを確認するものとする。
- 4 前項にかかわらず、各発表および講演等の内容の主要な結論を含む動画を当該イベント開催後6か月経過前に公開する場合、本会での活動活性化に資する場合に限り、イベント参加者限定や主催する組織（委員会、支部、部会等）の構成員限定で共有するなどの配慮をおこなうものとする。

（確認責任者）

第8条 第5条における本人了解、第6条における発表者への確認、第7条各項における配慮および確認は、動画を撮影し公開しようとする者が責任をもっておこなうこと。

（公開の中止）

第9条 本ガイドラインの趣旨に反した動画の公開があった場合、理事会、広報情報委員会、部会等運営委員会、企画委員会および学会事務局は、直ちに当該公開を中止するように発信者に求めることができる。

- 2 第5条および第6条により一旦は了解した被撮影者または発表者が、その了解を撤回する旨を申し出たときは、公開を中止するか、動画の修正に応じるものとする。

（改定）

第10条 本ガイドラインの改定は、広報情報委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 2025年4月17日 広報情報委員会メール審議制定、同日施行
2025年5月29日 第8回理事会報告